

## 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策に係る消防計画（記載例）

### （隊長等の権限及び業務）

第3条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波警報等が発表された場合等日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

なお、海岸近くにある施設を運営・管理する計画主体は、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちにこれらの措置を講ずるものとする。

- 一 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- 二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- 三 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
- 四 従業員を ※ 例えば「〇号館前」など具体的に記載 に集合させ避難させること。

### （避難誘導班の業務）

第6条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- 一 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。

図面を作成し、右上に「別図」と記載のうえ、添付してください。

### 《 留意事項 》

(1) この例は、ここに定める以外の事項を定めることを妨げているものではない。

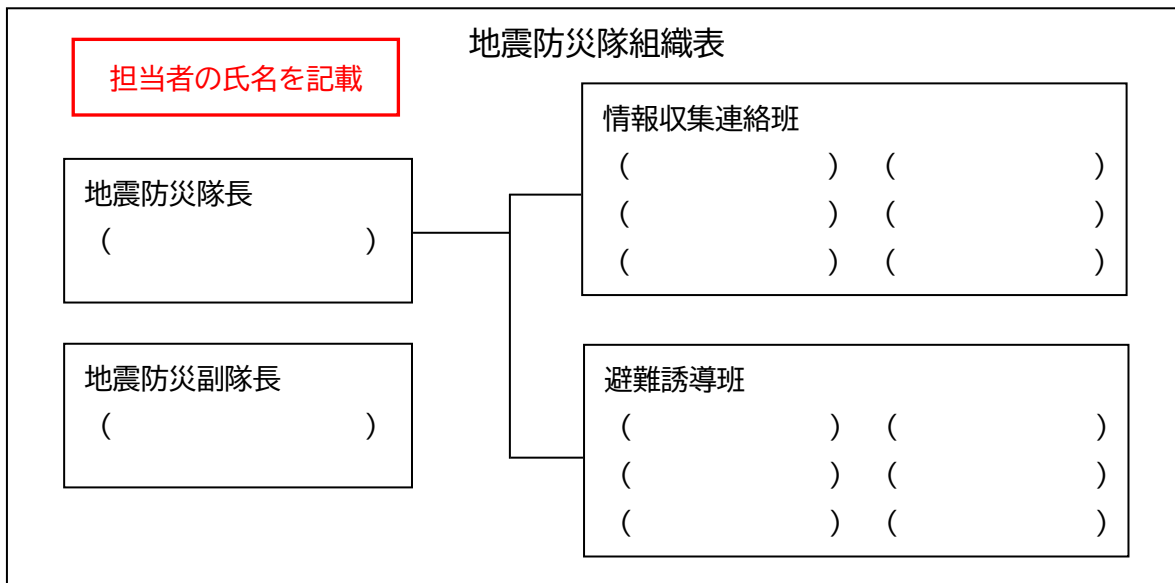
事業所等で安全確保対策等を定める必要があれば規定すること。

(2) この例にある組織等を規定するうえで、地震発災時の応急対応を考えると、なるべく既存計画（規定）に定める組織を用いた方が望ましい。

(3) 応急措置等の実施にあたっては、強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とし、その後、津波に関する情報を把握し津波到達まで時間的余裕があると認められる場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。

また、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、技術的に妥当と考えられるものであること。

別表第 1



**地震防災隊活動要領**

担当区分	
地震防災隊長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報収集を依頼すること。</li> <li>2 日本海溝・千島海溝周辺海溝の震源域に震度 5 以上の地震が発生した場合、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。</li> <li>3 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。</li> <li>4 従業員を _____ に集合させ避難させること。</li> <li>5 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。</li> </ol>
情報収集連絡班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。</li> <li>2 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。</li> <li>3 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。</li> </ol>
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。</li> <li>2 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客、従業員等を避難誘導すること。</li> <li>3 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。</li> <li>4 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。</li> </ol>

記載例 1 ページ目第 3 条第 1 項第 4 号の条文と同じ場所を記載